第三十三条第五項中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十三条の三第二項の表第三十二条の九第一項の項中「第三十二条第四号から第七号まで」を「第三十二条第五号から第八号まで」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第七十五条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第一号を次のように改める。

一　心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十四条の二十第一項中「（同居人にあつては、第一号を除く。）」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「（同居人にあつては、同項第一号を除く。）」を削る。

（大麻取締法の一部改正）

第七十六条　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「成年被後見人、被保佐人又は」を削り、同項に次の一号を加える。

四　心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（旅館業法の一部改正）

第七十七条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（消費生活協同組合法の一部改正）

第七十八条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十九条の三第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（医師法の一部改正）

第七十九条　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第五条中「又は第二項」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に、「とき」を「とき」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「なすに当つて」を「するに当たつて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十五項中「第十一項又は第十三項前段」を「第十項又は第十二項前段」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十六項中「第五項又は第十一項」を「第四項又は第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十七項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十八項中「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同項を同条第十九項とする。

第七条の二第一項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで（第十三項」を「前条第十項から第十七項まで（第十二項」に改める。

第七条の三第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第八条中「政令で」の下に「、第七条第一項の処分」を加える。

第三十条の三中「第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」を「第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に、「第七条第九項後段」を「第七条第八項後段」に改める。

第三十二条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

第八十条　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第五条中「又は第二項」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に、「とき」を「とき」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「なすに当つて」を「するに当たつて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十一項又は第十三項前段」を「第十項又は第十二項前段」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五項又は第十一項」を「第四項又は第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同項を同条第十七項とする。

第七条の二第一項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで（第十三項」を「前条第十項から第十七項まで（第十二項」に改める。

第七条の三第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第八条中「政令で」の下に「、第七条第一項の処分」を加える。

第二十八条の三中「第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」を「第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に、「第七条第九項後段」を「第七条第八項後段」に改める。

第三十四条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。